

(案)

防整施第 号  
令和2年 月 日

大臣官房会計課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の  
取扱いに係る細部事項の運用について（通知）

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第6939号。28.3.31。以下「通知」という。）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、適用開始は令和2年11月1日からとし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項の運用について（防整施第7129号。28.3.31）は、令和2年10月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 第1 発注の見通しに関する事項の公表

## 1 公表の様式

通知の別紙の第1の1(1)及び(2)で定める公表については、別紙様式第1によるものとする。

## 2 公表しない工事

次に掲げる工事については、通知の別紙の第1の公表を行わないものとする。

- (1) 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (2) 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議、調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (3) 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (4) 当該年度に組み込まれている詳細設計が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (5) 附帯工事又は受託工事等で、県・市町村議会承認等が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事
- (6) 災害発生期間中、災害発生直後又は事故等で緊急的に行う工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く）
- (7) 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に発注する工事

## 3 留意事項

- (1) 公表の内容に追加・変更があった場合は、速やかに更新するものとする。
- (2) 前項各号の理由により公表することができないと判断される工事については、関係者等の同意が得られるなど発注が可能となった後に、公表を行うものとする。
- (3) 発注済の工事について設計変更の必要が生じた場合、その設計変更に関する発注の見通しの公表は行わないものとする。
- (4) 入札手続等に関する情報については、できる限り詳細な記述を行うものとする。

## 第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

## 1 公表の様式

- (1) 通知の別紙の第2の1において定める公表については、次の各様式を使用するものとする。

- |   |                |
|---|----------------|
| ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第4条第2項第2号に関する事項 | 別紙様式第2         |
| イ 令第4条第2項第3号に関する事項                                      | 別紙様式第3         |
| ウ 令第4条第2項第4号及び第5号に関する事項                                 | 別紙様式第3又は別紙様式第7 |

- |   |                       |                       |
|---|-----------------------|-----------------------|
| エ | 令第4条第2項第6号及び第7号に関する事項 | 別紙様式第4                |
| オ | 令第4条第2項第9号に関する事項      | 別紙様式第3、別紙様式第5又は別紙様式第7 |
| カ | 令第4条第2項第10号に関する事項     | 別紙様式第5                |
| キ | 令第4条第3項に関する事項         | 別紙様式第6                |

(2) 別紙様式第7には、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理について（防整施第6033号。31.3.28）の別添2の第4章3で定める別紙様式第2又は別紙様式第3を添付するものとする。

## 2 公表の方法

入札結果のホームページ掲載にあたっては、別紙様式第8によるものとし、工事名に別紙様式第3若しくは別紙様式第7の入札・契約状況調書又は別紙様式第5の随意契約結果書をリンクさせる設定を行うものとする。

## 第3 指名競争入札の公表

### 1 指名通知後の公表

別紙様式第3により、指名通知後速やかに公表する事項は次のとおりとし、業者名欄は空欄とする。

- (1) 工事名、種別、工事場所、工事概要及び工期
- (2) 入札方式
- (3) 入札日
- (4) 指名理由

### 2 契約締結時の公表

別紙様式第3の2指名理由に「別紙のとおり」と記載し、別紙様式第9により作成のうえ、別紙様式第3に添付して公表するものとする。

## 第4 不正行為等に対する措置

通知の別紙の第3の2に定める通知は、別紙様式第10によるものとする。

## 第5 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条に基づき定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月1日閣議決定。以下「指針」という。）における措置

- (1) 通知の別紙の第4の3に定める公表については、別紙様式第3又は別紙様式第7を使用するものとする。
- (2) 通知の別紙の第4の4に定める公表については、別紙様式第11を使用するものとする。

## 第6 公表の期間等

- 1 文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所をいう。以下同じ。）にて閲覧に供する期間

(1) 発注見直し

通知の別紙の第1第2項より定めた日を公表の開始日とし、当該年度の3月31日までとする。

(2) 入札結果等

公表した日（契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して、少なくとも1年間が経過する日までとする。

2 ホームページによる公表の期間

(1) 発注見直し

文書閲覧窓口における公表の開始日以降の直近のホームページ掲載可能日から公表した日の属する年度の3月31日以降の直近のホームページ更新日までとする。

(2) 入札結果等

当該月の入札結果及び随意契約締結結果を翌月5日以降の直近のホームページ掲載可能日から、最短でも、競争に付した場合は、公告の属する年度の翌年度の3月31日以降の直近のホームページ更新日、随意契約によることとした場合は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日以降の直近のホームページ更新日までとする。

3 ホームページのトップページ等

次に掲げる内容を網羅したトップページを作成する。

ただし、これにより難しい場合であっても、次に掲げる内容をホームページにおいて公表するものとする。

(1) 発注見直し、入札結果等及び入札公告等

(2) 入札公告等を掲載する入札方式等一覧

(3) 入札方式等ごとの公表事案等一覧（入札方法等、工事名、公告日、開札日）

(4) 公表する情報がない場合は、公表する情報がない旨

第7 入札状況の報告

通知の別紙の第2第4項に定める入札状況の報告については、別紙様式第3若しくは別紙様式第7の入札・契約状況調書又は別紙様式第5の随意契約結果書を作成の上、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関は陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関は海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関は航空幕僚監部総務部会計課長、各地方防衛局は総務部契約課長、施設等機関、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁は当該機関の入札・契約状況調書の作成を担当する部署の課長が取りまとめの上、当該月分の入札・契約状況調書を翌月の月末までに整備計画局施設計画課長宛て送付するものとする。

第8 通知に基づき公表する文書

工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（防整施第7122号。28.3.31）及び建設工

事における建設共同企業体の取扱いの運用について（防整施第7113号。28.3.31）を公表するものとする。



### 令和〇〇年度発注予定工事

〇〇(防衛省発注機関名)における令和〇〇年度の発注見通しは下記のとおりです。  
なお、記載内容は、令和〇〇年〇月〇日現在の見通しであるため、内容に追加・変更があった場合、随時更新していくこととしています。

【建築一式工事】

番号	工事名	場所	期間	着手時期	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書受付期限	開札予定日	備考
1	〇〇(〇〇)庁舎 新設建築工事	〇〇駐屯地	〇か月	R〇年〇月	建築一式工事	隊舎新設(〇〇造地上 〇階 約〇m <sup>2</sup> )に係 る建築工事	総合評価方式 技術提案評価型 (基準額以上)	〇月〇〇 日	〇月〇〇日	〇月〇〇日	工事規模:10 億円以上20億 未満、役務的保 証(請負代金額 の30%以上) 「公共工事実績」 週休2日制工事 (受注者希望型)
2	〇〇(〇〇)隊舎庁 舎新設建築工事	〇〇駐屯地	〇か月	R〇年〇月	建築一式工事	庁舎新設(〇〇造地上 〇階 約〇m <sup>2</sup> )に係 る建築工事	総合評価方式 技術提案評価型 (基準額以上)	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	工事規模:20 億円以上30億 未満、役務的保 証(請負代金額 の30%以上) 「公共工事実績」 ※追加工事あり 【不調】
3	〇〇(〇〇)倉庫 新設建築工事(仮 称)	〇〇駐屯地	12 か月	R 3年10月	建築一式工事	倉庫新設(S造地上〇 階、約〇m <sup>2</sup> )に係 る建築工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	〇/四半期	未定	未定	工事規模:5億 円以上6.9億 円未満、役務的 保証(請負代金 額の30%以 上) 「公共工事実績」 ※追加工事あり

注: 1 発注手続きが完了した案件は網掛けをしています。  
2 内容に追加・変更した箇所は赤字としています。

(令第2条第1項及び第5項関係) 公表記載例

### 注意事項：

- (1) 公表は、業種別に表を作成する。
- (2) 各案件の順番は、原則として「陸」、「海」、「空」及び「提供」等の順番で、地区毎に記載し、新規案件は末尾に追加する。
- (3) 項目に変更があった場合は速やかに更新する。
- (4) 更新の際には、前回と変更のあった箇所が明確に判別できるよう、文字を太字・赤色にする。
- (5) 契約締結、不調・不成立などにより手続きが完了した案件は、背景を網掛けとし更新後も消去しない。
- (6) 内容が確定していない場合「未定」と記載する。なお、部分的であっても公表できる項目は記載する。
- (7) 「備考」欄の記載事項
  - ア 不調、不成立案件の場合、「不調」、「不成立」と記載する。
  - イ 一括審査方式や設計・施工一括発注方式の場合について「一括審査方式」または「設計・施工一括発注方式」と記載する。
  - ウ 「週休2日制工事」を試行する建設工事について「週休2日制工事（受注者希望型）」又は「週休2日制工事（発注者指定型）」と記載する。なお、調整中の案件については「週休2日制工事（調整中）」とする。
  - カ 複数年に亘って予算が計上される工事目的物について、「Ⅰ期工事分」、「Ⅱ期工事分」と記載する。
  - ク 競争参加資格の企業の同種工事の実績について国内における建設工事の実績に限る場合は「国内実績」と、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建設工事の実績に限る場合は「公共工事实績」と、それぞれ記載する。
  - ケ 宿舎名称については、防衛省職員、自衛隊隊員をねらった犯罪を誘発するおそれ又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、具体的な宿舎名称を件名や概要に記載しない。
  - コ 公表している案件を「変更」、「取止」、「分割」及び「合併」公告した場合については、次回の公表時に「変更」、「取止」、「分割」及び「合併」の対応を行った案件として公表する。



(令第4条第2項第2号関係)

別紙様式第2

(用紙A4)

### 一般競争参加資格確認結果書

1 工事名：

2 入札公告日：

3 競争参加資格確認通知期限日：

4 競争参加資格確認申請者及び資格の有無等

競争参加資格確認申請者名	法人番号	資格の有無	資格がないと認めた理由

注：1 「資格の有無」欄には、資格があると認めた場合には「有」と、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。



## 低入札価格調査結果調書

1 調査対象工事名：

2 入札日：

3 調査対象業者名：

4 調査概要

調査事項	調査結果
当該価格での入札理由	
入札価格の適切性	
手持ち工事の状況と技術者の適正配置	
手持ち資材、手持ち機械の状況	
労務者の供給見通し	
過去に施工した公共工事の施工状況	
経営状況及び信用状況	

5 当該工事についての適正履行の有無

6 落札の決定

注：1 4の調査の概要については、「工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の運用について（通達）」（防経施第9026号。20. 7. 30）に基づく調査結果により記入すること。

2 次順位者を落札者とした場合の公表についても、これに準ずるものとする。

(令第4条第2項第9号及び第10号関係)

別紙様式第5  
(用紙A4)

### 随 意 契 約 結 果 書

工 事 名		工 事 場 所		種 別		工 期	～	工 事 概 要		
契約の相手方	名 称 等					法人番号				
	住 所									
契 約 金 額	¥					(税込) (¥				(税抜))
予 定 価 格	¥					(税込) (¥				(税抜))
契 約 年 月 日										
選 定 理 由										





## 〇〇（防衛省発注機関名） 令和〇〇年度 建設工事発注実績

工事名をクリックすると入札・契約状況調書が閲覧できます。

工 事 名	業 者 名	法 人 番 号	落 札 金 額 等	予 定 価 格	落 札 率	工 期 始	工 期 終	入 札 方 式 等

- 注：1 落札率は、「(落札金額等÷予定価格)×100」の算式で得られた数値について、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。  
2 建設コンサルタント等業務については、「建設工事発注実績」を「業務発注実績」に、「工事名」を「業務名」とする。

指名競争入札の指名理由を公表する場合の標準例

工 事 名 : ○○(○○)○○新設建築工事  
 入 札 日 : 令和○○年○月○日  
 工 事 種 別 : 建築一式  
 対象業者の等級区分 : B級(830点以上920点未満)

選 定 項 目	評 価 項 目	対象業者数
1 本件該当登録有資格者	B級(830点以上920点未満)	345社
2 地理的条件を満たす者	本支店又は営業所の所在地 (○○県内)	75社
3 不適格要件非該当者	指名停止措置の有無 不誠実な行為の有無 著しく不健全な経営状況 施工成績の不良 安全管理、労働福祉の状況	71社
4 防衛省発注機関発注工事 の 施工実績	施工実績の有無	35社
5 総合的評価	当該年度の指名、受注の状況 受注意欲の有無 地域性への配慮 技術適性 優良な工事成績	10社

注：[評価項目]欄の各項目のうち、評価していない項目は削除する。



〇〇第〇〇号(〇〇)  
令和 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿  
又は都道府県知事 殿

(防衛省発注機関の長)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づく  
通知について(通知)

標記について、下記のとおり通知します。

なお、本件について、建設業法に基づく処分等の結果に関しましては、当方まで連絡願います。

記

- 1 工事名及び施工場所
- 2 支出負担行為担当官等名
- 3 請負業者名  
代表者名  
住所  
建設業許可番号
- 4 法第11条に該当すると疑うに足りる事実
- 5 本件連絡先

### 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：  
業者の住所：
2. 指名停止措置期間：
3. 指名停止措置の範囲：
4. 事 実 概 要：
5. 指名停止措置理由：

指名停止措置要領別表第

措 置 要 件	期 間